

議第17号

高山市下水道条例の一部を改正する条例について

高山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

特定環境保全公共下水道の処理区域の見直しを行うため改正しようとする。

高山市下水道条例の一部を改正する条例

高山市下水道条例（平成16年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 公共下水道の表（略）			1 公共下水道の表（略）		
2 特定環境保全公共下水道			2 特定環境保全公共下水道		
名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)	名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
高山市荘川浄化センターの項～高山市平湯浄化センターの項（略）			高山市荘川浄化センターの項～高山市平湯浄化センターの項（略）		
高山市新平湯浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷村上	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根、奥飛驒温泉郷村上及び奥飛驒温泉郷柏当	高山市新平湯浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷村上	高山市奥飛驒温泉郷福地、奥飛驒温泉郷一重ヶ根、奥飛驒温泉郷村上及び奥飛驒温泉郷柏当
高山市福地浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷福地1260番地	高山市奥飛驒温泉郷福地			
高山市本郷浄化センターの項・高山市栃尾浄化センターの項（略）			高山市本郷浄化センターの項・高山市栃尾浄化センターの項（略）		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。